平成２８年（フ）第３３７号
和歌山市榎原195番地５　陽光寮226号、前住所堺市美原区北余部384番地
破産者　松本　圭史（旧姓小阪）
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８４号
鹿児島県鹿児島市西陵７丁目10番１号　パーパス21―24号、破産手続開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市西陵２丁目８番11号
破産者　尾前ミサヱ
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市甲突町28番22号（スカイパークマンション301号）
破産者　松永　道等
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
鹿児島県いちき串木野市元町42番地、開始決定時の住所鹿児島県いちき串木野市美住町83番地　コンパスポイント美住102号
破産者　内田　直人
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
鹿児島市松原町１番24号　松原パークマンション305号
破産者　小幡　竜路
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３３号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町17番３号
破産者　迫地憂里香
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第８１号
鹿児島県鹿屋市輝北町諏訪原4001番地１
破産者　園田　次夫
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第７４０号
札幌市北区北21条西５丁目１番８―102号
破産者　白川　　努
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７６号
仙台市若林区大和町４―16―６　ＲＯＯＭＳ208、住民票上の住所東京都あきる野市渕上213番地３
破産者　私市　将治
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
仙台市泉区南光台南２丁目５番28号、従前の住所仙台市泉区松森字明神39番地の１　ダイアパレスいずみの杜南光台407
破産者　寺島　敬信
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目29番20号
破産者　田野　五月
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１１６４号
名古屋市西区大野木４丁目547番地　レオパレス大野木105号
破産者　今西　大知
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６００号
名古屋市中区千代田４丁目20番10号　シティライフ東別院1003号
破産者　髙﨑眞樹夫
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９６０号
大阪府枚方市長尾元町７丁目82番２―101号、開始決定時大阪府枚方市野村中町26番５号
破産者　田縁光司郎
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２０２号
大阪市住吉区長居西３丁目７番８号メゾンドトレイユ407号
破産者　竹中　朋美
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９１号
大阪府八尾市東山本町８丁目６番37―203号
破産者　ＮＡＩＬ　ＣＵＲＥこと　春岡　綾子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７４号
大阪市住吉区苅田６丁目18番８―804号
破産者　山本　浩子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２１号
茨城県つくば市吾妻３丁目17番地14　セジュール吾妻201号、開始決定時大阪府池田市豊島南２丁目２番７号　うぃんでぃあ201
破産者　牟礼こと牟禮こと　牟禮真由美
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部